

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 一次補正②（共創・MaaS 実証プロジェクト））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（国総地第131号、国自旅第349号） （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>附 則</u>（国総地第133号）</p> <p><u>第1条</u> この要綱の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（共創・MaaS 実証プロジェクト）</p> <p><u>第2条</u> 大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して地域交通の維持・活性化を図る事業（以下「共創・MaaS 実証プロジェクト」という。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p><u>第3条</u> 「共創・MaaS 実証プロジェクト」とは、次に掲げる事業をいう。</p>	<p>附 則（国総地第131号、国自旅第349号） （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 一 官民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」（連携・協働）による取組みや「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業（以下「共創モデル実証運行事業」という。）
- 二 地域交通を軸とした「共創」の取組みの促進・普及に向け、モビリティ人材の育成に関する仕組みの構築・運営を支援する事業（以下「モビリティ人材育成事業」という。）

**（補助対象事業等）**

**第4条** 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第5条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

**（新設）**

2 共創・MaaS 実証プロジェクトによる地域交通形成支援事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

**（準用規定）**

**第5条** 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和5年3月28日付国総地第120号）第4条から第20条までの規定は、第2条の共創・MaaS 実証プロジェクトを行う場合において準用する。

**（新設）**

**附則別表1（令和6年3月18日附則第3条第2項、第4条関連）**

**（新設）**

補助対象経費の区分		補助率
(1) 共創モデル実証運行事業（間接補助）	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等	2/3（ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助
	ロ 地域における交通の維持・活	

	<p>性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費</p> <p>ハ 実証事業に要する経費</p>	<p>対象経費が500万円以下の部分については定額、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市については、1/2)</p> <p>(上限：1億円)</p>
(2) モビリティ人材育成事業 (間接補助)	イ モビリティ人材育成に関する取組実施経費	<p>定額</p> <p>(上限：3千万円)</p>
(3) 共創・MaaS実証プロジェクト (直接補助)	<p>事 務 経 費</p> <p>イ 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費 (公租公課等)</p>	<p>定額</p> <p>(上限：48千万円)</p>
	<p>ロ 補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費</p>	

1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。
2. (3) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

- |  |  |
|--|--|
| <p>3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>4. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第16—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> |  |
|--|--|